山剣連第 ２９２ 号

令和６年３月１９日

各地区剣道連盟会長　様

(一財) 山口県剣道連盟

会 長 中　西　　 章

［公印省略］

剣道指導者講習会（中央講習伝達を含む。）西部地区の開催について

時下　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

　平素より、当連盟の事業運営等にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和６年度事業計画に基づき、標記講習会を５月２６日（日）「宇部市武道館」において、別添実施要項のとおり開催いたします。

この講習会は、主として剣道中央講習会の伝達講習を行いますが、段位制限を設けておらず山口県内の地区剣道連盟会員であれば参加できますので、多くの方が受講されますよう受講勧奨をお願いいたします。

※５月１２日（日）下松市市民体育館（東部地区）においても、同内容の講習会を開催いたしますので参考としてください。

別　添

**剣道指導者講習会(中央講習伝達を含む。）西部地区実施要項**

１　開催日時

　　令和６年５月２６日（日）

受付　９時３０分～９時５０分　　　開講式１０時００分

２　開催場所

　　宇部市武道館

　　〒755-0047　宇部市島３丁目９-３０　℡0836-35-4080

　　**※駐車場について、当日、同一敷地内の西部体育館において、多数の参加者がある行事が開催されるため駐車場が大変混雑して駐車できなくなる可能性がありますので、参加者は、乗り合いでの来場をお願いいたします。**

３　主　催

　　一般財団法人　山口県剣道連盟、宇部市剣道連盟

４　講　師

県内剣道教士八段受有の先生方

並びに、剣道中央講習会受講者　竹 中　史 朗　先生

５　受講対象者

　山口県内剣道連盟地区会員（段位制限なし）

６　講習内容(別紙１　「剣道指導者講習会(中央講習伝達)日程表」のとおり)

　⑴　剣道中央講習会伝達

　⑵　日本剣道形、木刀による剣道基本技稽古法、審判法等の講義・実技

　⑶　剣道稽古会

　※全剣連の剣道中央講習会が４月６日・７日の開催であり、同講習会の内容等により講習内容を変更することがあることをご了承ください。

７　受講料　　　２，０００円

８　受講申込み

　　各地区剣道連盟において、受講者をとりまとめ、５月２１日（火）までに「別紙２　剣道指導者講習会（西部）参加申込書」を山口県剣道連盟事務局に送付（ＦＡＸ、郵送、メール可）して下さい。

※　講習会の受講は、「称号審査を受審する場合の要件、公認審判員の資格を保有する場合の条件、段級位審査員の選考基準」となりますので、是非受講して下さい。

中・高体連の大会、地区剣連の大会で審判を務められる会員の方、地区で少年に対する剣道指導をされている会員の方は是非受講して下さい。

※**受講キャンセルに伴う受講料の返金**は、５月２３日（木）１７時までに連絡を受けた場合までといたします。

９　携行品

　　剣道具、木刀（大・小）

剣道試合・審判規則、・細則(H31.4.1全剣連発行）

　剣道試合・審判・運営要領の手引き(H19.3.14全剣連発行）

剣道講習会資料(H29.4.1全剣連発行)

　筆記具

10　安全対策

⑴　感染症対策

①　面を着装する場合の面マスク又はマウスシールドの着用をお願いする。

※個人の判断で、両方の着用（着装）も差し支えなし。

②　面を着装しない場合のマスク着用は個人の判断とするが、感染防止の面からは、マスクの着用に配意すること。

③　発熱等の体調異常で感染の恐れがある場合や新型コロナウイルス等の感染症が疑われる場合は参加を見合わせること。

　　④　各人「消毒液」等の持参に配意すること。

　⑵　一般的安全対策

参加者は、各自十分健康管理に留意してください。

講習会において傷害等が発生した場合は、主催者において応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は個人負担とする。

なお、主催者は参加者に対し傷害保険に加入（会場への往復途上は含まない。）する。※入院：日額５，０００円　通院：日額３，０００円

⑶　参加者は健康保険証を持参すること。

11　個人保護法への対応

申込書に記載されている個人情報は、本講習会の運営及び当剣道連盟ホームページへの掲載等のために利用します。

12　ビデオ撮影等について

本講習会における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとする。

　　⑴　会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

　　⑵　会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、講習会の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。

　　⑶　会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、インターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。

13　その他

　⑴　昼食は、各人で準備をお願いいたします。

　⑵　講習会修了者には、受講証明書を発行するほか、山口県剣道連盟講習会受講者名簿に登録します。（受講証明書を必ず持参して下さい。）

　⑶　剣道試合・審判規則、同細則（H31.4．1全剣連発行　400円）、剣道試合・審判・運営要領の手引き（200円）、剣道講習会資料（H29.4.1全剣連発行　500円）が必要な場合は、受講申込みに併せて申し込んで下さい。

　⑷　受講料、資料代は、受講申込みと同時に郵便振替にて送付して下さい。

|  |
| --- |
| 郵便振替　　加入者名　（一財）山口県剣道連盟　　口座番号　０１５５０－３－３８２０　 |